

高松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める高松市自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)を制定するに当たり、条例制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討していくための場として、高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、条例に盛り込むべき内容について、市民の立場から検討を行い、市長に対して提言を行うものとする。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人程度で組織する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長への提言を行った日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 市民委員会に、委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 市民委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 市民委員会の庶務は，市民政策部企画課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が定める。ただし，市民委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が市民委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は，第 4 条に規定する市長への提言を行った日限り，その効力を失う。

高松市自治基本条例を考える市民委員会委員等名簿

(敬称略・50音順)

No.		氏 名	役 職 等	
1	委員長	柘植 敏秀	高松まちづくり協議会理事	
2	副委員長	立野 新治	(公募)	
3	委 員	池田 幸恵	四国EPO(四国環境パートナーシップオフィス)所長	
4		泉 満	高松市PTA連絡協議会副会長	
5		上枝 秀則	高松市地域コミュニティ協議会連絡会法制運用班班長	
6		植松 信子	(公募)	
7		太田 富雄	(公募)	
8		大野 繁美	高松市地域コミュニティ協議会連絡会法制運用班書記	
9		小野 美津子	高松市地域コミュニティ協議会連絡会自立促進班副班長	
10		葛西 裕一	社団法人高松青年会議所副理事長	
11		小西 智都子	瀬戸内IJUトラベルネット	
12		齋藤 光範	高松商工会議所総務担当課長	
13		高木 美枝子	(公募)	
14		中條 尚子	(公募)	
15		中村 ノリコ	(公募)	
16		松下 芳樹	特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団理事	
17		円尾 安子	日本郷土民謡協会四国地区連合会会長	
18		山田 晋平	(公募)	
19		吉田 静子	特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット理事	
20		アドバイザー	緒方 俊則	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授

自治基本条例について

1. 自治基本条例とは?

自治基本条例とは、自治体運営の基本原則・理念を明確にし、市民、各種団体・企業、行政が市政の基本原則を共有し、参加と協働による、まちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを条例という形で明文化するもので、「自治体の憲法」ともいわれています。

2. 自治基本条例の必要性

地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、地方分権が進展していく中で、従来の国と自治体の上下関係の時代から、対等・協力の時代へと大きく変わりました。

このような変革の中、地方自治体においては「自己決定・自己責任」による、地域の実情に応じた、特色ある、魅力にあふれた自治体運営を行うことが求められています。

また、市民も地域で生活していく上での様々な課題を、自らが解決し、豊かに暮らせる社会をつくっていくために、地域コミュニティ活動を始めとして、多様な市民活動が活発に行われるようになってきました。

このような中、まちづくりの担い手である、市民、市議会、行政の役割と責務等を明確にし、市民の皆さんとともに、参画と協働による効果的な市政を進めていくためには、市政の基本的な原則やルールを条例でわかりやすく定める必要があります。

3. 高松市の状況

・市長マニフェストに政策課題のひとつとして掲げています。

(大西市長マニフェスト抜粋)

地方分権時代の市政運営の基本ルールを定めた「高松市自治基本条例(仮称)」を制定します。

・平成20年4月にスタートする、第5次高松市総合計画基本構想のまちづくりの目標のひとつである「分権型社会にふさわしいまち」において、「社会の変革に即応した行

財政運営」を実現のするための施策として、自治基本条例（仮称）の制定を位置付けています。

（第5次高松市総合計画基本構想抜粋）

本市における住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める、本市まちづくりの最高規範としての自治基本条例（仮称）を制定し、この条例に基づき、市民主体の市政運営を推進します。

4. 全国の条例制定状況（平成19年4月現在） 出典：2007/4 自治大阪より

- ・自治基本条例を制定している自治体の数 - 77自治体（資料5参照）
「地方公共団体運営の基本理念・原則」，「各地方公共団体の自治を実現するための住民の権利と責務」，「地方公共団体の法体系の頂点の位置付け（最高規範性）」について規定されていることを要件に集計した自治体数。

- ・香川県内（3市）・・・さぬき市（平成17年 4月 1日施行）
善通寺市（平成17年10月 1日施行）
丸亀市（平成18年10月 1日施行）

- ・中核市（1市）・・・豊田市（平成17年10月 1日施行）
その後、岐阜市が制定しており、現在は中核市で2市となっている。